

松戸市虐待防止連携推進会議

会 議 録

令和6年度 第2回 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和7年2月5日（水）

午後2時00分～4時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席委員：16名

須田 仁	委員	神保 正宏	委員
竹内 公一	委員	川越 正平	委員
藤内 圭一	委員	赤池 武明	委員代理
恩田 忠治	委員	福永 彩乃	委員
平川 茂光	委員	小川 早苗	委員
今成 貴聖	委員	和座 一弘	委員
星野 大和	委員	松本 篤人	委員
板花 克	委員	中坂 正夫	委員

○欠席委員：2名

中村 博之	委員	平子 信毅	委員代理
-------	----	-------	------

○事務局出席者

こども家庭センター 川上所長 中村補佐 荒井 石原

地域包括ケア推進課 有山課長 小野補佐 大友 山本 小西 吉田

障害福祉課 高瀬補佐 井上 豊永

指導監査課 弓木田課長 岩永補佐 猿橋 岡

傍聴者 なし

- 議事内容
- (1) 報告 1 令和 6 年度松戸市虐待防止条例に係る取組 (中間報告)
 - (2) 報告 2 令和 6 年度児童虐待防止に係る取組 (中間報告)
 - (3) 報告 3 令和 6 年度高齢者虐待防止に係る取組 (中間報告)
 - (4) 報告 4 令和 6 年度障害者虐待防止に係る取組 (中間報告)
 - (5) 報告 5 令和 6 年度施設従事者等による虐待防止に係る取組 (中間報告)
 - (6) 議題 1 令和 7 年度松戸市虐待防止条例に係る取組 (案)

◎開 会

事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年度第 2 回松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

私は、本日司会進行を務めます地域包括ケア推進課の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

本会議は、令和 2 年 4 月 1 日に施行された松戸市虐待防止条例第 15 条、推進体制の整備の規定を踏まえ開催するものであります。3 虐待の関係分野の有識者の皆様が一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

本会議はオンラインを活用しての会議となります。ネット環境の不具合等のご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎議長選任

事務局 続きまして、議長の選任に入ります。

松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第 3 条第 2 項の規定に従い、本会議の議長は松戸市福祉長寿部長となりますことをご報告いたします。

これからの進行につきましては、議長が議事を進めさせていただきたいと存じます。

〇〇福祉長寿部長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、本日はどうもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、令和 6 年度第 2 回松戸市虐待防止連携推進会議を開催させていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき

まして、子ども部長の〇〇委員に議長代理をお願いすることを皆様にご報告させていただきます。

まず、会議の公開についてですが、本会議は公開となっております。本日は傍聴希望の方はいらっしゃらないということですので、このまま議事に入らせていただければと思います。

◎報告 1 令和 6 年度松戸市虐待防止条例に係る取組（中間報告）

議長 それでは、報告 1 「令和 6 年度松戸市虐待防止条例に係る取組」につきまして、事務局よりご説明、ご報告よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、「令和 6 年度松戸市虐待防止条例に係る取組」の中間報告といたしまして、11月末までの状況につきまして事務局よりご説明いたします。地域包括ケア推進課〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料をめくっていただきまして、1、予防的取組～広報 啓発～といたしまして、市民の皆様に関心を持ち認識していただくことができるよう、周知する媒体の工夫に努めております。今年度は、前回ご報告いたしました反射キーホルダーのほかボールペンを作成いたしました。本日会場にてご参加いただいております委員の皆様には机上に配付しておりますので、ぜひお持ち帰りください。

このほかに新たな取組といたしまして、先日開催された成人式において広報活動を行いました。内容につきましては記載しておりますとおり、①公式ホームページ内の二十歳の皆さんへのご案内と題した啓発コンテンツ内に、松戸市虐待防止条例を掲載、②式典当日、会場内のスクリーンに画像をスライド形式で投影、③チラシや反射キーホルダー等の啓発グッズを総合案内受付に設置し、配架いたしました。

次に、3 ページをご覧ください。

今年度から、各課で実施するイベント等でも積極的に条例の周知に努めております。まず、こちらのページは児童分野であるこども家庭センターの実績となります。

めくっていただきまして、4 ページが高齢者分野である地域包括ケア推進課の実績となります。なお、こちらには、市内15か所ございます地域包括支援センターが開催した分も掲載をしております。

そして、5 ページ目は障害者分野である障害福祉課の実績となります。

各課が実施しております周知の方法や時間は各イベントによって異なりますが、条例の説明をしたものに関しましては、主に条例制定の目的や虐待の種別をお伝えするとともに、周りで心配な方がいたら、まずは相談窓口にご連絡いただきたいことを、皆様の気づきが支援のきっかけとなることをお伝えするとともに、相談窓口が記載されたチラシをお渡ししております。

次に、6 ページをご覧ください。

アクセスしやすい仕組みといたしまして、まず本市の公式LINEにおいて通報 相談先にアクセスしやすいよう、資料のような表記といたしました。今まで本市の公式LINEは子育て情報に限っておりましたが、昨年10月にリニューアルを行い、全市民が対象となりました。その際に、虐待や相談、通報窓口にアクセスしやすいよう、虐待と入力すると3虐待の相談先が横並びで表示され、各相談先の連絡先等が表示されるようにいたしました。

続きまして、7 ページをご覧ください。

こちらは、市公式ホームページにおいて相談窓口を検索しやすいよう、まつどDEいきいき高齢者のページからでないと松戸市虐待防止条例のページにアクセスすることができませんでしたが、掲載場所の見直しを行いまして、市民相談の項目に新設いたしました。

6、7 ページのアクセス状況につきまして事前にご質問をいただいておりますが、公式LINEにつきましては、ワード検索のアクセス解析を行っていないためアクセス状況は答えかねますが、担当課に確認したところ、LINEの活用方法として9割以前の方がトーク画面下部に表示されるメニューから知りたい情報の項目を選択し、各ページに進んでいるとのことでした。なお、LINE登録者数は1月28日現在で3万2,680人となっております。

公式ホームページにつきましては、掲載場所の見直しを行ってから日が浅いため比較はできかねますが、松戸市虐待防止条例のページには毎月70アクセスほどで推移している状況でございます。

続きまして、8 ページをご覧ください。

2、研修会等の開催といたしまして、例年開催しております虐待対応機関合同勉強会を昨年12月に実施いたしました。近年の虐待事例では、多問題を抱えている世帯が多くなっている傾向を踏まえ、講師には本会議の委員にもご就任いただいておりますほっとねっこのセンター長、今成様より、中核地域生活支援センターにおける地域連携についてご講義いただきました。

今年度は、連携をする上で必要となる多分野の対応方法を学ぶために、3 虐待における通報受理から終結までの流れを各課より説明し、昨年度も好評だった事例検討のグループワークを通して介入の仕方や連携時の役割分担などについて議論し、3 虐待の関係機関の介入による関係づくりによる連携強化、スキルアップを図りました。アンケート結果につきましては現在集計をしておりますので、次回の連携推進会議にてご報告いたします。

続きまして、9 ページをご覧ください。

市職員向け研修会につきましては、前回の会議にてご報告したとおり、新規採用職員97名を対象に実施いたしましたが、その際のアンケート結果をご報告させていただきます。

次の10ページをご覧ください。

こちらのアンケートの結果から、市職員であっても条例を知らない方が半数程度いることや、庁内に虐待対応を行っている課があることを知らないと回答した方も24%いることが分かりました。また、さらに知りたいこととして、各虐待対応においてどこまでが市役所で対応できる範囲で、どこからが都道府県の対応になるのか知りたいというご意見もいただきましたので、今後の研修テーマを検討しつつ、職員向け研修も継続して実施してまいります。

以上で資料1の説明、報告とさせていただきます。

議長 説明ありがとうございました。

事前に頂戴したご質問への回答のところも含めて今ご説明いただいたかと思います。今、事務局よりご説明のあった内容につきまして、委員の方々でご質問、ご意見がございますでしょうか。オンラインの方もいかがでしょうか。特段大丈夫でしょうか。

◎報告2 令和6年度児童虐待防止に係る取組（中間報告）

議長 それでは、この報告1については終わりました、続きまして報告2「令和6年度児童虐待防止に係る取組」について、事務局より報告をよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、資料2「児童虐待防止に係る取組」についてご説明いたします。

こども家庭センター〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

令和6年度の児童虐待防止ネットワークの中間報告と虐待発生事例の支援についての2点についてご説明いたします。

まず、2 ページ目をご覧ください。

広報啓発活動についてです。主に4点の活動を行いましたので、順にご説明いたします。

まず、当センターで作成したパンフレットを各相談窓口に配布し、また、こども相談カードについては夏休み前に市内の小中高校生に配布いたしました。昨年度はパンフレットとこども相談カードのデザインを変更し、より多くの皆様に手に取っていただきやすいように工夫をして、相談先に周知いたしました。

続いて、3点目の児童虐待防止キャンペーンの実施についてです。毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に活動しております。

まず、広報まつどによる啓発ですが、地域で子どもを守っていくことのメッセージや相談先を記載した記事を11月1日号に掲載いたしました。

続いて、児童虐待防止啓発ポスター、相談カード等の配布につきましては、皆様のご所属をはじめ関係機関のご協力をいただき、医療機関や公共施設などの啓発ポスターの掲示や相談カードの配布をさせていただきました。

11月1日から30日まで懸垂幕を市役所本館正面玄関に掲揚を行い、のぼり旗の展示については松戸まつりや市役所の連絡通路において展示し、児童虐待防止の啓発を行いました。

また、公用車へのオレンジリボンマグネット、189マグネット装着ですが、11月1日から30日まで、庁内の公用車にオレンジリボンと189のマグネットを装着し、オレンジリボンカーとして走行いたしました。

続いて、松戸まつりにおける啓発活動ですが、松戸まつりにおいて啓発チラシやエコバッグ、風船など多くの市民に配布し、オレンジリボンキャンペーンの周知を行うことができました。

最後に、市役所連絡通路における宣伝ですが、こちらは11月20日から1週間、市役所の連絡通路ブースを設け、パネルやオレンジリボンツリーを展示し、啓発グッズなどをご自由にお取りいただけるように用意いたしました。啓発グッズは市民の皆様に手に取っていただきやすいように折り紙やタオルハンカチ、色鉛筆などを用意し、お持ち帰りいただきました。

また、4点目の講師派遣につきまして、学校職員や子育て関係機関から、児童虐待防止に係る対応について、現状や支援の実態等に関する説明の依頼があり、当センターの職員が説明する機会をいただきました。

続きまして、3ページをご覧ください。

研修開催状況でございます。まず1つ目、第1回専門職研修会は8月5日にオンラインで開催いたしました。内容は、子どもと家庭の支援と連携について、千葉県柏児童相談所の福永彩乃様、山崎はるか様にご講演いただきました。研修は当日、Z o o mによる参加とユー

チューブ配信による視聴者を合わせて159名の参加がございました。終了後のアンケートからは、保護者の養育をたたえつつ問題点を伝えていくといった点が印象に残った、見えるものが違うからこそ立体的に理解できる、子どもの安心のために役割分担で連携していくことが大切だと感じたなどのご意見をいただきました。

続いて、子育て講演会の開催ですが、児童家庭支援センターオリーブ様との共催で、今年度は子育てストレス解消！11のヒントをテーマに、子育てカウンセラー萩原光様にご講演いただき、松戸市公式ユーチューブチャンネルにて11月18日から全体公開で配信しております。ユーチューブの再生回数は、11月末時点で95件となっております。動画は3月末まで期間限定で配信しております。ユーチューブからどなたでも視聴可能となっておりますので、ぜひご覧いただければ幸いです。

続いて、第1回医療機関ネットワーク及び第2回専門職合同研修会についてです。医療機関ネットワーク研修会と専門職研修会を合同で開催する形で実施し、まず10月30日にヤングケアラーの経験がある一般社団法人R o o t s 4 理事、作業療法士であります仲田海人様を講師にお招きし、「ヤングケアラーとその支援について考える」をテーマにご講演いただきました。要保護児童対策地域協議会関係者や医療機関関係者を対象に、Z o o mでの参加とユーチューブ配信により参加者は合わせて145名の参加申込みがありました。終了後のアンケートからは、ヤングケアラーと自分自身で気づいたり声を出すことは難しいので、周りにいる大人が気づき真剣に取り組むことが大切などのご意見をいただきました。

続いて、アドバイザー研修でございます。こども家庭センターは週に1回定例会を開き、ケースの対応状況や支援方針について確認をしておりますが、新松戸メンタルクリニックの長谷川医師にご協力いただき、精神疾患を抱える家庭や対応に苦慮している家庭などにおける効果的な支援策の検討が行えるよう、専門的立場からの助言とケースワーク的な観点からご指導をいただいております。2か月に1回程度実施しており、毎回4件前後のケースについて助言をいただいております。

続いて、子どもに関わる市職員等の体罰予防の取組についてです。今年度はコア会議を1回、研修会を1回開催いたしました。今年度の研修会は9月13日に開催し、要保護児童対策地域協議会関係課の市職員26名の参加がありました。鴨川市立国保病院の小橋医師より、保護者が子どもに体罰をしている現場を職員が見かけたときの対応方法などをレクチャーいただき、その後に参加者同士で保護者への声かけ方法を話し合い、実践的なロールプレーを行うことで、体罰現場を目撃したときの対応を学ぶことができました。受講者からは、子

育て期に関わるため、関係部署のより多くの職員が受けられるといいと感じた、また、ディスカッション、ロールプレーについて、楽しい研修で勉強になったといった声が聞かれました。予備調査アンケートや研修会の受講者からの声からの、より多くの市職員がノーヒットゾーンについて理解してもらい、その知識をそれぞれの職場で生かせるよう、今後も継続した取組を行ってまいります。

続きまして、4ページをご覧ください。

会議開催状況についてご説明いたします。児童虐待防止ネットワークは、それぞれの役割が異なる3つの階層に分かれた会議体となっております。まず上位に当たる児童虐待防止ネットワーク会議は会議全体の方針や関係機関相互の環境整備に必要な事項の協議、実際の通告状況等を共有しております。

次に、中位になる実務者会議は情報交換、関係機関の連携及び協力の推進に係る協議、さらに、ケースの定期的な状況フォロー等の役割があり、実務者会議として運営会議とケース進行管理会議と2つの開催形式を設けております。

その他、個別支援会議とその他の会議等、個別のケースに係る関係機関の役割分担や協議を行います。

次に、5ページをご覧ください。

虐待発生事例の支援についてご説明いたします。まず、現状の児童虐待の発生内容の傾向を示しております。

通告者の中で最も多い機関は児童相談所であり、次いで家族や学校等となっております。

虐待の種別は心理的虐待が最も多く、児童への暴言とともに児童の面前で夫婦げんかが挙げられます。次いで身体的虐待、ネグレクトとなっております。

主な虐待者は実母であり、全体の約4割となっており、次いで両親、実父となっております。

最も多い被虐待児の年齢は、未就学児が全体の約5割となっており、次いで小学生となっており、3割を超えている状況であります。

以上の内容は、近年同様の傾向となっております。

次に、6ページをご覧ください。

事例から見た再発防止に向けた取組についてご説明いたします。

児童分野以外の他分野と共に支援したケースについて、個別支援会議を実施し支援内容の調整を図ったことで、虐待の再発防止に係る支援を行いました。

事例概要といたしましては、精神的に不安定な母からケアを要する第2子に対する暴言として、心理的虐待で対応した家庭でございます。母の希死念慮が強いため、母にレスパイト入院を必要としていましたが、第2子の預かり先がないことから、児童相談所による一時保護をしておりました。また、第1子が大学生であり、継続的に養育することが難しいという事情もございます。課題といたしまして、母は第2子の養育に強い負担感を感じていることから、暴言等の虐待行為に至ってしまいました。また、そのことから自責の念にかられ、母は過量服薬等になってしまい、母の精神疾患、第2子のケアに要する身体障害の状況に合わせたサービス調整が必要となりました。

7ページをご覧ください。

障害関係機関、医療機関等と個別支援会議を開催し、障害サービスや訪問看護等の必要な支援体制について検討いたしました。第2子の支援について、障害福祉サービスの短期入所を利用し、母の休息期間を定期的に確保することで、母の病状悪化を防げるよう調整を行いました。

これらのことから、個別支援会議を通して再発防止に向けた3つのポイントとして、母の育児負担感等の課題を関係機関で共有し、この家庭の課題について共通認識を持った上で、子どもや母に対するサービスを連携して導入し、母子双方の意向を尊重したつながりのある支援を行い、子どもが虐待状況に置かれないような見守りとともに、介入を見図らう児童虐待の視点を共有したところでございます。

以上、令和6年度児童虐待防止に係る取組の報告となります。

議長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

〇〇委員、よろしくお願いします。

委員 ありがとうございます。

事前に質問させていただいた質問ナンバーの11なんですけれども、今回の実務者会議と個別支援会議のほうを開催していただいて、そこに医師や医療職の関与について質問させていただきました。実務者会議のほうでゼロ件、個別支援会議のほうで3件ということで、事前にかかりつけ医に電話等で助言をいただいているとのご回答をいただきました。

追加で質問させていただきたいんですけれども、ケースによってはいわゆるかかりつけ医というものが見当たらなかったり、そもそも医療機関の受診がなかったりする可能性があると思います。医療的課題があるかもしれない、病理が背景にあるかもしれないけれども、ま

だ受診にはつながっていない、もしくは、そもそも医療的な課題が背景にあるかも分からない、そんな事例のほうがむしろ多いのかもしれない。そういう等の場合には、かかりつけ医であるとか相談する医師というものがなかなか明瞭ではないかなと思いますけれども、そういった事例にはどのように対応していらっしゃるのか、もしくは、支援会議93件ですけれども、実務者会議の9件には医師、医療職の関与が必要なのかであるとか、そういったところについて市のお考えをお聞かせいただければと思います。

事務局 事務局よりご回答いたします。

まず、ケースのそれぞれ担当者がおります。その中で、その相談者の方がまだ医療につながっていない場合、その相談者の方に医療受診を促すような働きかけをいたします。相談者自身がお一人で医療のほうにつながる、病院を受診することが難しい場合には、同行受診というような形で一緒に受診に向かうということを行っております。また、既に医療につながっている場合で、個別支援会議には医師の方が、本来だと参加していただけると大変ありがたい助言をいただけますが、時間の都合上できない場合については事前に連絡や、また、同行受診の際に今の医療の状況、医療としての見立てを聞き取っているところでございます。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

その医療にいかにつながるか、つながっていない場合、もしくは医療的な課題があるかも分からない、そのアセスメントをどのようにするかということに関しては、この実務者会議の支援の経過のフォローの中で、やっぱり医療の課題が必要だ、そんなことを誰かが言える、そんな存在があればいいのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

委員 あのような点、大事なことだと思います。状況も少し詳しく教えてほしいんですけれども、あまり不勉強なんですけれども、要対協という会議体で、医師も参画する形で事例の深掘りといいますか、対策の検討やっただいているのだと思いますけれども、〇〇先生が会長をやっていたときは非常に内容も充実していたのではないかと推察しますけれども、今、先生が松戸市から離れられて、会議体の状況がどうなっているのかというのを少し教えていただければと思いますし、今、〇〇委員がおっしゃったように、かかりつけ医がいさえすれば、もうその人に意見を聞けばいいとも限りませんし、いない場合、誰に相談するのかが不明確になったり、それから、医療的課題が顕在化していないかもしれないけれども、実は背景病理がある、そんなこともあり得るかと思いますので、それをどうやって押し量ればよいのかという意味で、やはり第三者の医療的見地を持った者が参画したほうがいいので

はないかと思います。医師会としても大事なことで、思って受け止めておりますので、できると断言は難しいんですけれども、できる限りのご協力をしたいと思っておりますので、現状を教えていただければ、一体医師会が何ができるか、どうしたらいいかということを検討進めていきたいと思っています。

事務局 事務局よりご回答いたします。

まず、先ほど申し上げました要保護児童対策地域協議会、こちらは3層構造になっている会議体となっております。一番上位にある会議につきましては全体の方針を話すというところになっておりまして、〇〇先生にもご参加いただいているところでございます。

具体的なケースの進行状況を話す、中位に当たりますケース進行管理会議というものがございます。そちらには、先ほどおっしゃられた〇〇先生が以前ご出席いただきました。現時点では、松戸医療センターのメディカルソーシャルワーカーの方が参加していただいております。我々の関わっているケースの中で、総合医療センターが関わっているケースも多くございまして、そのメディカルソーシャルワーカーの方から情報を共有して、医療的な情報ということで聞き取っているところでございます。

ただ、その医療的な情報については、我々の支援をする方向の中でも大変参考となる情報でございますので、どのように連携をするかというのは課題として認識しております。

以上でございます。

委員 1つだけ追加させてください。今のお話で少し分かりましたけれども、総合医療センターがかりつけの方であれば、ソーシャルワーカーさんが代理というか、伝達する形で総合医療センター小児科にご相談できるのかなと思いますけれども、かかりつけでない方の場合はもちろんそのような機能を具備できないと思いますので、ぜひ別途第三者的な医師が参画するという形を考え、医師会としても努力したいと思っておりますので、一緒にご相談、ご検討させていただければと思います。

委員 今のことに関連してなんですけれども、前回のこの会議で私のほうから、できるだけこういった、例えばそのときに話が出た特定妊婦に対しての様々な複雑な背景にあるような症例に関して、虐待につながるようなものについてケースカンファレンスするに当たっては、医師の中でも小児科医、それから婦人科医、あるいは精神科医、そういった人たちが一緒にやりながら話をしていくような、そういった流れをつくっていくべきではないかなという話を私した覚えがあるんですけれども、その中で、前進的なお話として私の耳に入っているのが、ここにありますが、ペアレーターという市立総合医療センターの広報紙ですけれど

も、ここのところに妊産婦を孤独にさせない、地域、行政と病院で支えるというところで、ここにやはり特定妊婦に関しての様々な問題に対して、いわゆる周産期母子医療センターですよね、松戸総合医療センターはまさにその地域の周産期母子医療センターということで、県下の中でも1つ特異な地位として認定されているわけですが、そのスタッフの方たちと、それから、あと、ソーシャルワーカー、当院と書いてありますから、多分総合医療センターのソーシャルワーカーでしょうね。それから、あと、登録医のたけだメンタルクリニックの〇〇先生、そして、松戸 柏市に依頼の保健師さんが参画して月に一度のカンファレンスをしているというふうに書かれております。

これ、非常に重要じゃないかと私思います。今、〇〇先生おっしゃったように、かかりつけ医がはっきりしないときに、こういった形で精神科医がしっかりと横につきながら、個別の領域に関して深掘りできるということがすごく重要じゃないかと思うんですね。ですから、ぜひこういった形での症例検討を、個別支援会議のこの93件の中というのは、これには入っていないんですか。何かこういったことが実際に行われているわけですから、ぜひそれをもっと広げる形でこういった中で生かされていけばいいのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局 事務局より、先ほどの〇〇先生からのご質問の補足と、あと、〇〇先生のご質問のほうにお答えさせていただきます。

まずは補足なんですけれども、お医者さんからの見立てについては、松戸市在宅医療 介護連携支援センターさんのほうでお願いしておりますアウトリーチ診療につなぐことも1つの手かなというふうに我々は考えております。また、当センターのほうでは、年に数回アドバイザー研修ということで新松戸メンタルクリニックの〇〇先生のほうにお越しいただいております。精神医療の見立てについてはご助言を適宜いただいているような状況でございます。また、産科医療機関のほうに関しましては、先ほど〇〇先生お話ししていただいたものに関しては月に1回、産科医療機関カンファレンスということで、産科と、あとは精神科医の先生と市のほうでカンファレンスを行っているものがあるかなと思うんですけれども。

委員 今お話があった個別支援会議の93件のうち、〇〇先生がご質問なさった11番ですけれども、その中で、実際に医師が参加した会議数というのはこの実務者会議の中ではゼロ件というふうに出ているんですけれども、これと今の〇〇先生が入っていらっしゃる件とか、あるいは、私が今挙げた総合医療センターでの話とか、そのあたりというのはどういうふうな

関連性を持っていらっしゃるのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

実務者会議につきましては、先ほど話したとおり、3層構造になっているものでございまして、医療機関に関しては松戸市総合医療センターの相談員の方が参加しているような状況になるんですけれども、現状としまして、委員の中にお医者様がいらっしゃらないので、参加がないという形になってしまうんですけれども、適宜ご助言いただいたりですとか、あとは、委員でなくても、個別支援会議であったりとか実務者会議に参加されていない場合であっても、適宜当センターのほうから要対協ということで連絡させていただきまして、書面で病状等のご回答をいただくこともございますし、ケースの見立てに必要な際には適宜連絡をさせていただいている状況になっております。

委員 どうもありがとうございます。

できるだけその会議の種類は問わず、今言ったような自主的に様々な立場の先生たち、特に精神科医も含めてですけれども、〇〇先生も非常にやる気を持った先生です。〇〇先生もそうだと思います。ですから、そういった先生たちの気持ちとか能力をぜひ生かしていただきながら、こういった個別の症例検討の中で生かしていただければというふうに思います。ありがとうございます。

委員 追加ばかりで申し訳ありません。大事な議論がされていると思いますし、難しい分野を取り扱っていただいていることも理解しているつもりです。簡単ではありませんけれども、〇〇先生が言ってくださったように、小児科医や婦人科医や精神科医の知見が必要な場合もあるでしょうし、誰かに相談すればもう大丈夫ということとも限らない気もいたします。ですので、どのような資料をつくればよいのかとか、どのような相談ルートの選択肢を具備しておけばよいのか、にわかに分かりませんが、現状をしっかりと分析しながら、本当に必要な相談ですとかご助言につながるような仕組みを一緒に考えていければと思いますので、ぜひ資料のつくり方とか、会議の持ち方とか話合いの仕方というのから検討していただくことを希望いたします。

周産期の話は診療報酬もある仕組みで定期的に行われる形が出来上がっていますが、逆に言うと、それ以外のものは随時ということで、それを書面で本当にできるのかということちょっと心配な気もいたしますので、ケース バイ ケースだろうと想像いたしますので、医師会としてもできるだけご協力させていただきます。

議長 ありがとうございました。

そのほかご意見、ご質問等いかがでしょうか。

もしよろしければ、私のほうから少しお伺いできればと思うんですけれども、オンラインでご参加いただいております柏児童相談所の〇〇委員、日々虐待対応の関係で対応いただいているかと思っておりますけれども、特に本市における傾向等あればご発言、ご教示いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員 児童相談所の〇〇と申します。ご発言の機会、ありがとうございます。

市ごとに出している統計に限りがあるというところがありまして、明確な数字をこちらでご案内することができかねるという点がちょっと残念なところもあるのですが、大まかな概要で少しお伝えできればと思います。

正式な形で出ているのが令和4年度の統計であるということが前提になりますが、千葉県全体の児童虐待受付件数というのは9,175件ありまして、全国で4位というような状況になっております。そのうち、柏児童相談所は2,438件ですけれども、その中で松戸市の受理件数というのは941件ということで、38.5%、約4割を占めているというような状況です。日々仕事をしていても、松戸市からの通告件数というのは一番多いような肌感覚がありまして、県内全体からしましても10.2%、約1割となっていますので、県内では2位というような位置にいるという状況でございます。

とはいえ、当時の一時保護児童は管内全体からいくと約3割だったということと、市のほうから送致でいただく、主担当を児童相談所にしてほしいという趣旨で送致という手続があるんですけれども、その件数も22件という少ない件数でもありまして、2.3%ぐらいという点からしますと、松戸市の子どもたちが市の皆さんをはじめ地域の方々に支えられて、自分のルーツである地元を離れずに暮らせているというようなことの表れだなと考えておりまして、私たちとして、本当にありがとうございますとお伝えしたいところです。

それから、通告の傾向ですけれども、こちらも県全体の数を基本にお伝えすることにはなりますが、先ほどの市のご報告の資料2の5ページ目に照らしてお伝えしますと、1の児相への通告経路で一番多いのはやっぱり警察署からでして、49%、約5割を占めております。次いで多いのは近隣や知人という通告元でして、約2割を占めています。明確な数字としてお伝えできませんが、松戸市の場合は警察署からの通告がやや多くて5割を超えている状況があるなというのを把握しております。

2つ目の虐待種別の割合は市のご報告と同じ、心理的虐待、次いで身体的、ネグレクトとなっております。通告経路にも通じることになりますが、父母のけんか目撃による心理的虐

待ということで、警察署から児童通告が来る割合が高いことに連動しているような状況です。松戸市の場合は、ネグレクトが身体的虐待に迫る年もあったかなと認識しております。

3つ目の主な虐待者ですけれども、実母の52%に次いで実父の40%ということで、合わせると92%を超えるような状況になっています。最近はお父さんからの虐待というのがちょっと増えているような印象もありますが、年度途中なので、あくまで印象というところです。

4つ目の子どもの年齢ですけれども、未就学児が一番多くて、45%を占めておりまして、引き続き乳幼児の対策が求められていると認識しております。松戸市の場合は、特に3歳未満が多い傾向が見られていたかなと理解しております。

ここからは、支援の側のお話になりますけれども、管内でも松戸市さんはいち早くこども家庭センターをつくられて、市内の虐待対応部署と母子保健の連携が一層強化されているように感じています。また、そもそものスタンスとして、児相ケースになる前に市でできることで予防していきたいというような気概をすごく感じております。市独自のホームショートステイとか、児家センへの指導委託などの事業展開、それから、市役所各部署の相談窓口の充実化ですとか、学校や病院との連携、地域資源との協働などにも日々助けられておりまして、大変ありがたく思っております。なので、虐待対応の肝となるネットワーク力の強さというのが松戸市の強みではないかと勝手に感じておりまして、私どもとしては心強く思っております。本当に今後ともよろしくお願いいたします。

以上となります。

議長 ○○委員、ご説明ありがとうございました。

今の件につきまして、特にご質問やご意見等は大丈夫でしょうか。

でしたら、もう一件、児童虐待の早期発見の一場面というところで、乳幼児期から行われている各歯科健診の場面でもそういったところを取り組むというのが松戸の特徴の1つでもあるかなと思うんですけれども、そういった点につきまして○○委員から少しご説明、ご教示いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

委員 歯科医師会は昨今もうほとんど、最近ご存じのとおり虫歯も減ってきていますので、それが大体あるかないかでだいぶ分かってくるんですが、ほとんど今、この間3歳児健診行っても、1歳半行っても、小学校、中学校の健診行っても、虫歯が本当に少ないんですね。ただ、極端で、虫歯が多い子はすごく多いんです。去年だったかな、小学校であまりにも虫歯というか、口の中が完全に崩壊しているような状態の子がいたので、健診終わった後に校長先生とか養護の先生といろいろお話をしたら、やはりちょっと家庭に問題があることがあ

りました。

ということで、乳幼児健診はちょっと分からないんですが、取っかかりとして、口の中の状態があまりひどい子は、何か家庭に問題があるかなということが分かるので、歯科医師会でもその辺はちょっと注意をして、もしあれば、健診等が終わった後に学校の先生とかそういう人たちとお話をするように、つなげていくようにしてはいますので、これからもよろしくをお願いします。

以上です。

議長 ○○委員、ありがとうございました。

そのほかご意見、ご質問等いかがでしょうか。

児童虐待防止ネットワーク会長の○○委員、ご発言既にいただいておりますけれども、その他全体的に、今回再発防止の関係等でご説明、事務局からありましたけれども、取組をふだんの中で力入れていらっしゃる点とか、ご教示いただけるような点があれば、お願いできればと思うんですがいかがでしょうか。

委員 それでは、1点だけお話ししたいと思います。

先ほど私が話しました特定妊婦の話なんですけれども、やはり先ほどから統計的ないろんな問題が出てきていて、実際に実母だとか、それから、あるいは実父からの虐待、そしてまた、大体就学前というふうなことなんですよね。そういうふうなところを考えた場合でも、やはりそれをできるだけ未然に防ぐためにも、特定妊婦に関してのしっかりとしたフォローというのが非常に重要だというふうなところで、松戸市の場合はその部分については、まず最初に全ての妊婦さん、それから産前、産後も含めて訪問して、その中で、いわゆる基準を設けて、今言ったような流れの中で特定妊婦であろう、あるいはハイリスク、あるいは支援が必要な妊婦ということで、グラデーションをつけながらそういったところでフォローして、それぞれのグラデーションの中にすこやかセンターだとか、様々な部署がそれぞれの形で関わってくるというふうな流れをつくっているということについては、非常に全国でもこの点に関しては本当に評価すべき方向性であるのではないかなと私思っておりまして、そういう意味では、この場でそういった関係の方々が様々な形で努力なさっていることについて、非常に感謝したいと思います。どうもありがとうございます。

ただ、今後の課題としては、先ほど申し上げたように、やっぱり個別の事例の中で、世代の中での様々な問題の中での話だとか、それは子どもだけに限らずに、様々な年代の中での問題が出てきたり、それから、あと、精神科も含めた様々な方たちによつての症例検討も必

要だといったような幾つかの課題もありますので、そういったことをこれからはできるだけクリアしていかれることによって、この虐待に関しても、先ほど児相の方が非常に評価していただいていたけれども、松戸市の仕組みがさらにいい方向に向かっていくんじゃないかなというふうにして期待しております。

コメントですけれども、以上です。

議長 ありがとうございます。

皆様から、松戸の中で進んでいる取組というのが共有できて、ありがとうございます。また今後に向けて、またさらにこうしていったほうがいいというような積極的といいますか、いいご意見もいただけたので、今後も生かしていければなというふうに思います。時間もあれますので、次の議題のほうに移らせていただければと思います。

◎報告3 令和6年度高齢者虐待防止に係る取組（中間報告）

議長 続きまして、報告3「令和6年度高齢者虐待防止に係る取組」につきまして、事務局よりご説明よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、資料3「令和6年度高齢者虐待防止に係る取組」について、11月末時点までの実績をご報告いたします。

まず、2ページ目をご覧ください。

ネットワークの活動報告といたしまして、広報啓発として実施している5つの項目、普及啓発、発生予防、連携強化、早期対応、質の向上を記載しております。この中で、連携強化に記載をしております地域個別ケア会議における虐待防止に係る地域課題の検討につきましては、会議体見直しに伴う今年度からの新たな取組であり、先月開催された松戸市地域ケア会議においても議論を行ったところでございます。

次に、3、4ページをご覧ください。

こちらは、研修会の開催状況でございます。今後開催予定のものが多いのですが、直近で開催したものとして、1月17日にふれあい22において、本会議の委員でもございます〇〇先生に講師をお願いし、高齢者虐待防止市民向け講演会を開催し、当日は61名の方にご参加いただきました。次に、1月29日に開催いたしました専門職向け研修会では、株式会社ツクイスタッフの方を講師として呼びし、132名の方に受講いただきました。本日以降も講演会やパートナー講座を予定しておりますので、より多くの方に高齢者虐待について理

解を深めていただけるよう、活動を継続してまいります。

次に、5 ページの会議開催状況をご覧ください。

今年度から会議体の見直しに伴い、新規虐待ケースの虐待有無の判断や虐待対応終結の判断を行う判定会を新設いたしました。判定会、個別事例検討会ともに3 圏域に分けて実施しており、いずれも頻度は各圏域、月に1 回ずつの開催となっております。事前に月1 回の開催頻度であるが、余裕を持って議論できているかというご質問をいただきましたが、現時点で両者とも開催頻度は適切であると判断しております。

次に、6 ページ、虐待発生事例の支援についてへ移ります。

以後のページは、市内15か所ございます高齢者いきいき安心センターの回答結果を集約したものとなっております。

まず、虐待発生事例の傾向についてご説明いたします。主な通報理由と背景につきましては、夫婦間や親子間の家族間トラブルが多いことや、認知症や精神疾患を持つ高齢者が多く、養護者には性格的な傾向が見られております。

次に、通報の傾向ですが、行政や介護支援専門員からの通報が大半を占めておりまして、特に警察からの通報では、法的に虐待に該当しない場合でも、何らかの課題が生じていることが多いため、解決に向けて支援を継続しております。

虐待の背景につきましては、高齢者、養護者のどちらにも課題があり、複雑に絡み合っているため解決に時間を要することや、長期間の親子関係の問題が65歳以上に浮上するケースも多い状況でございます。

支援や対応につきましては課題と重なる点もございますが、虐待防止法の理解が進む一方で、養護者支援の難しさや介入の困難さが顕著になっていることや、支援の対象者が課題の解決に向けた提案を受け入れないというケースもあり、解決が難しいことが挙げられております。

7 ページ目に移ります。

こちらは、複数事例から見た早期発見のポイントを記載しております。各高齢者いきいき安心センターで実際に意識して取り組んでいることを中心に記載しております。

1 つ目は、地域住民の意識向上と連携といたしまして、ネットワークの構築を意識して、体操教室や地域活動を通し、地域住民と気軽に話せる関係性となり、小さなことでも相談していただけるようになったことが早期発見、対応につながっていること、2 つ目としては、介護支援専門員との連携強化といたしまして、交流会や研修等、介護支援専門員向けに高齢

者虐待の知識を深める場を提供したり、その際に積極的にコミュニケーションを取り、ささやかな相談や虐待疑いの段階で連絡しやすい関係性を構築できるよう、意識的に取り組んでいるということ、3つ目は、啓発活動において世代横断型の啓発といたしまして、認知症サポーター養成講座で虐待防止の内容を組み込んでおり、認知症介護の困難さから発生する虐待リスクについて説明を行っております。

4つ目の介護者支援では、介護者が負担を抱え込まず、相談しやすいように、介護者のつどいを開催しております。参考までに、実績をお伝えいたします。令和5年度は15包括合わせて80回、延べ490名にご参加いただきました。今年度は11月末時点で65回、延べ542名にご参加いただいております。そのほかに、介護保険申請時に家族の悩みや問題点を意識的にヒアリングしており、例えば、親の介護保険の申請をしたいというご相談が入った際に、手続方法はもちろん、現在の状況や家族の困り事、悩み事を聞くことにより、状況によっては介護保険のサービスだけではなく、ご家族を支える社会資源につなぐなどの早期発見に課題解決ができるケースもございます。

最後の5つ目は、関係機関との情報共有といたしまして、地域住民が虐待をキャッチしても通報するのはハードルが高いため、地域住民の声を高齢者いきいき安心センターにつなげてもらえるよう、関係機関の中でも特に地域で活動されている民生委員の方や町会、自治会の方々と日頃から顔の見える関係性を構築できるために、日々高齢者いきいき安心センターの職員が地域の集まりや活動に積極的に参加し、地域住民から心配の声が上がった際にはまず民生委員の方や町会、自治会の方から高齢者いきいき安心センターへご相談いただけるような関係性の構築を目指しております。

8ページ目に移ります。

こちらには、支援を行う上での地域課題を記載しております。1つ目は、地域コミュニティの希薄化といたしまして、高齢化に伴い地域住民同士のつながりが希薄化し、住民同士で状況確認することが難しくなっている状況です。特に自治会未加入世帯や、地域活動に参加せず地域コミュニティと関わりを持たない住民が増加傾向でございます。

なお、事前に孤立世帯の増加の実態を示してほしいとのご質問をいただいておりますので、その回答も含めてご説明いたします。孤立世帯を数字で表すことはなかなか難しいのですが、指標の1つといたしまして、高齢者分野の計画でありますいきいき安心プランⅧまつど策定に当たり令和4年度に実施した市民アンケートにおきまして、一般高齢者のうち町会、自治会へ参加していると回答した割合は16.1%であり、前回調査を行った令和元年度の27.5%よ

り10%以上低下しております。また、統計は取っておりませんが、虐待の通報があり、支援を開始する家庭においては、町会、自治会へ参加せず、地域との関わりが薄い家庭が多く見受けられる現状がございます。

次に、通報体制と認識の課題といたしまして、地域住民は虐待かとも思っている、通報したことが相手に知られてしまい、トラブルとなるのではないかなと思う方もいらっしゃると思います。法に規定されている通報者保護の周知不足や通報後の行政の動きが見えにくいことが、不利益を被るのではないかなという不安につながっていると推測しておりますので、まずは通報者保護に関して積極的に周知が必要である状況でございます。

3つ目の多問題世帯の増加につきましては、老々介護、認知介護の増加といたしまして、高齢者同士の介護負担が増え、虐待リスクが高まる傾向にあることや、同世帯にひきこもりのお子さんや未就労のお子さんがいて、支援が必要な場合でも家族が問題を認識していない場合があることが挙げられております。

4つ目の予防的支援に関する課題といたしまして、虐待防止に関する講演会やイベントを開催しても参加者が少ないことや、地域にあるサロンや認知症カフェ等の社会資源を多世代に周知する必要があるということが挙げられております。

このような課題につきましては各分野で共通することもあるかと思いますので、他分野での取組も参考としまして、今後も高齢者虐待防止に向けて取り組んでまいります。

以上、令和6年度の高齢者虐待防止に係る取組の中間報告とさせていただきます。

議長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局のご説明にもありましたけれども、高齢者分野につきましては今年度から地域ケア会議のほうで虐待のほうについて扱うというふうな状況になっております。各地域で議論に至ったケースから見て、その傾向や課題についてどういった状況があるか、地域ケア会議会長の〇〇委員、ご発言いただいてもよろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。

それでは、報告させていただきます。追加資料の2という資料、机上にあると思います。ご覧いただければと思います。

説明がありましたとおり、今年度から地域ケア個別会議において虐待、もしくは虐待が疑われる事例についても検討するという形になりました。注意なんですけれども、あくまでも支援について議論をするということであって、判定の有無であるとか、そういったものを行うわけではありません。それは今までどおり市のほうで担っていただいているという形にな

ります。

結果として、今回10事例が個別ケア会議から市の地域ケア会議のほうに上がってきた、10事例を分析したという形になります。この表を見ていただきますと、上にありますが、本人の状況、世帯の状況、地域関連、医療連携という形で、右に行くとだんだんと本人から広くなっていく、そのような形で分類をしています。上からナンバーが振ってありますけれども、10事例を分析したという形になります。

事例の概要について、個別には丁寧には書いてはいませんが、赤字のところをざっと見ていただくと、どんな事例なのかというのがおおまかにご理解いただけるかなと思います。例えばですけれども、けんか、ごみ屋敷、介護放棄、ネグレクト、8050、警察保護、たたく、どなる、身体的虐待、肋骨骨折、どなる、頭をたたく等々のことが書いてあります。大体このような事例だったという形になります。

このような事例を分析してみますと、いずれも表現形としてはこのような赤字を中心に虐待やセルフネグレクトになっていますけれども、いずれも複合化した多問題を抱えている人であったり、世帯の事例であったりする。虐待やセルフネグレクトはその一側面にすぎないということが分かりました。

例えばですけれども、一番上に書いてありますナンバー7の事例ですけれども、この方は83歳男性ですけれども、家族による暴力でけがをしたという方になります。その家族には双極性障害という医療的な課題があった、そして、未受診であったという方になります。ナンバー44の紫で囲ってある方ですけれども、この方は70歳で認知機能低下が進行している、医療機関未受診である母に対して、統合失調症でひきこもりの子が暴力を振るっているという事例でした。ナンバー39やナンバー54の事例に関しては、認知機能が低下している妻を認知症に対する理解が乏しい夫がいらいらしてたたいている、そのような事例であったというふうに思います。

この裏面を見ていただきますと、これは厚労省のほうが出している高齢者虐待の対応と養護者支援についてというマニュアルになります。このマニュアルを用いて、今回の10事例で当てはまる所を赤字でハイライトしたという形になります。こうして見ますと、真ん中に書いてありますけれども、虐待者側の要因のほうが高齢者側の要因よりかも多いように見受けられます。虐待者にも支援が必要なことは明らかだという、そんな議論をしました。

このような分析を踏まえまして、第2回の1月23日の市の地域ケア会議では2点を話し合いました。1点目としては、複数の問題が複合化した人や世帯を見ているんだ、その中の要

素として虐待やセルフネグレクトがどうしても目立つので、それが虐待、もしくは虐待疑いとして地域ケア個別会議に出されたのだ、そういうふうに理解するべきだという議論でした。

2つ目ですけれども、虐待か否かを判定することが大事ではなくて、その人や虐待者にどのような課題があるか、たくさん丸がついているわけですが、どのような課題があるかを把握して、どのような支援が必要なのか、そのことを考えることが本質的なのではないかと、そのような2点の議論を行いました。

以上、市の地域ケア会議の報告とさせていただきます。

議長 ○○委員、ありがとうございました。

今、松戸市の状況については事務局及び○○委員のほうからご説明いただきましたところです。あと、ただ、全国的な状況を見ますと、昨年末に出た状況で見ていると、厚生労働省がまとめた資料ですと、また高齢者の関係の通報が過去最大になったというような状況もあったというふうに把握しております。全国的なところも含めまして、日頃から高齢者虐待の分野でご研究されております○○委員のほうに今の傾向やいろんなことをお伺いできればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員 本日はこのような発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私、高齢者虐待対応の課題について研究しています。今日はその視点からお話しさせていただきます。実務に携わっているわけではありませんので、研究の成果みたいな形になってしまいますけれども、ご了承いただければと思います。

昨年、今年度なんですけれども、2つの点について研究しておりまして、そちらのほう、学会のほうで発表させていただいたりとかしているんですけれども、まず1つ目が、新型コロナ以降、先ほど松本議長も言っていらっしゃいましたけれども、高齢者虐待が増えているんじゃないかという話が出ております。国のデータを基に検証したんですけれども、確かに通報件数は増加しています。ただ、これは高齢者の人口増加とどうも比例しているんじゃないかということで、高齢者の数が増えているから、結果的に増えているように見えるというだけで、実際にはコロナによって虐待が増えたとかということとは言えないのではないかとというのが分かりました。ただし、松戸市のケースでいくと、高齢者人口数以上に通報件数が伸びているという特徴はあるのかなというふうに思っております。

重要なのは、通報件数がイコール高齢者虐待の認定件数ではないということです。実は、通報件数は増えているんですけれども、実際の虐待と認定された件数は横ばいで、あまり増えておりません。大幅には増加が見られていないというのが現状です。ですから、これは通

報の増加が警察からの連絡件数と比例していることに関係しているのかなというふうに思っています。つまり、警察が高齢世帯に最初に結構通報されるんですけども、結果的に見ると、これは虐待ではなかった、認定できないというようなケースが非常に多いということです。

ただし、警察が高齢者世帯に最初に関わる機会が増えているんだろうなというのが分かります。何か危険があったときには110番しますので、また何か大騒ぎしたりだとか、悲鳴が聞こえたりしたら、大体110番するかなと思いますので、警察が現着したときに、高齢者が被害を受けているということであればということになるんでしょうけれども、実際にその被害者が高齢者であるだけでは、虐待と認定する法的定義になっていないので、養護関係なければ、それは虐待にならないというのが今の現状です。

ただ、警察が関わっていただけということになりますので、今後高齢者虐待ですとか、高齢者のDVの初期対応について、警察とどういうふうに連携していくのか。けんかがあったりだとかしたときに、次に行政だとか、いきいき安心センターにどうやってつなげていくのかというのを検討して、早期に取り組むことができれば、中期的には高齢者の人権侵害を防ぐことになるのかなというふうに思っております。

あと、先ほどからちょこっと出ていますけれども、8050問題の話です。最近、高齢者虐待に関し、最近でも、ここずっと高齢者虐待に関連して、8050問題がよく取り上げられています。この問題では、高齢者が養護を受けていて、子どもが養護者であるケースと、逆に、子どもが養護を受けていて、高齢者が養護者であるケースというのが大体混在しています。前者の場合、高齢者が養護を受けて虐待を受けている場合は高齢者虐待として認定されます。逆に、後者、50代の子どもが高齢者から世話をを受けていて虐待を受けている場合は、高齢者虐待には該当しないということになっています。このように、在宅の現場ですと、高齢者が元気であろうと、要介護状態であろうと、子どもから権利侵害を受けているということには変わりがないんですけども、法律上そういう立てつけになってしまっているということです。

特に子どもの側には、これは軽度の知的障害ですとか発達障害だとか、精神障害がある可能性が高いんじゃないかというふうに、我々仮説を持っています。このような人々は就労が難しかったり、人間関係のトラブルを抱えやすいとか、生活能力に課題があるといった特徴があるんじゃないかなと思っています。今、実際お話にも出ていましたけれども、松戸市でも何らかの障害があるんじゃないかというようなお話が出ておりました。

これは多分、近年注目されている境界知能との関連性が非常に大きいんじゃないかなと思っています。能力のある子どもは自立して、家を出るんですね、大体。一方、能力のない子どもは親の庇護の下で生活せざるを得ないわけです。親に面倒を見てもらわないと、生活できないということが考えられます。その結果、高齢者になった親が支援を必要とするようになったときに、要介護状態であったり、認知症だとかいうのが始まったときに、もともと生活能力が十分でない子どもが介護を担うようになってしまって、適切な関わりができずに、虐待でつながると。ネグレクトと言われてしまったり、うまくできないので暴力を振るうとかみたいなケースが多いんじゃないかなというふうに考えております。何かそういうのが地域ケア会議の中身でも指摘されているかなというふうに思います。

このように考えると、実は8050問題は5020問題なんですね。突然、50代になってから発症するということはある得なくて、大体青年期の段階で、若い頃に何らかの支援を受けることができていると、その後、親を頼らずに自立した生活を送れた可能性があるんだけどもということが考えられます。現実には、若者支援は非常に不足している。特にそういった境界知能みたいな方々にとっては、非常に生活しにくい世の中です。その結果として、見方変えると、障害者福祉の最も手薄な部分でもあるのかなというふうに思います。障害者福祉に限らず、福祉に薄い部分かなと思います。今は、そういった方々は生活困窮者という扱いにすることもありますが、それほど予算的にも大きいわけではないということです。

ですので、こういったグレーゾーンの方々の支援というのがもっと進まないといけないのかなと思います。社会的に支援が繋がっていないので、親が子どもの支援を結果的に引き受けざるを得ないと。やっぱり世間体もよくないですね、ひきこもりとか、そうやって仕事もしていない、無職というのは。世間から孤立するというよりも、やっぱり知られたくないみたいなこともあるんじゃないかなというふうにちょっと推測はできます。場合によっては、もう支援つなげていないので、親が、ということになると、親抱えになってしまっているのは、見方変えれば、結果的には親によるネグレクトというふうに言ってもいいのかもしれない事案かもしれないなというふうに思っています。

というのがここ最近分かっていることで、今後もこの8050問題と5020問題については引き続き研究して、明らかにしていきたいなというふうに思っています。これらの課題に対応するには、多分年齢横断的、対症横断的に対応していかないと難しく、高齢者虐待を防ぐためには、30年前に遡って、若いときから支援していかないと、本質的な予防はできないなというふうに思っています。ですので、高齢者福祉ですとか、障害者福祉とか、若者支援とい

うのを包括的に支援していくことで、結果的に高齢者虐待が防げるかもしれないなというふうに考えております。そのようなことを考えております。

私からは以上です。

議長 ありがとうございました。

恐らくこの前の会議の中でも、そういった虐待の問題に対して、世帯に対してどう捉えていくか、虐待が起きる前にどうフォローアップしていくかというようなことがこの前の会議の中でもずっと認識というか、形に、問題の対応として必要だというようなことが話し合われてきたので、そういったところが現状にもやっぱりあるなというのが分かったところでございます。

この関係も踏まえまして、何かご意見、ご質問。よろしくお願いします。

委員 警察の〇〇です。

今のお話でも出ていましたが、こうした虐待の相談というのが非常に警察の通報からが多いよということは間違いのないと思います。やっぱり虐待の中で一番大きいところとしては身体的虐待になってくるケースが多く、そうすれば、先ほどの先生のお話にもあったとおり110番という流れになってくるのかなと思います。ただ、やっぱり警察への通報があるというのは、それだけ限界に近づいてきているケースであることが多くなっているのかなと思います。

そうした中で、当然我々も現場に、私も当然現場に行くんですけども、養護関係があるかないかというのは、正直現場ではなかなか分からないところもあるし、どちらかというと本当に養護関係ないんじゃないかなというケースも現場においては多々あるところでございます。しかしながら、だからといって、法律の立てつけ上、それが虐待に該当するかどうかというのはあると思うんですけども、そうした問題を解決するための1つのチャンネルとして警察としてもこうした市の、行政機関のほうに連絡させていただいて、根本的な解決につなげていただきたいなということで考えております。

なので、虐待かどうか、虐待会議なので、こんなことあれなんですけれども、虐待かどうかは問題ではなくて、なるべく根本的なご家庭に対する解決が図れるように、我々としても市のほうに協力を仰いでいるところでありますし、そうした分野で、虐待ではないかもしれないけれども、そのご家庭に沿った解決の糸口が見つかっていけばいいのかなというふうに思っております。

さらには、5020問題じゃないかというお話ありましたが、なかなか5020の段階では問題が

顕在化しないのかなというのが正直なところでありまして、やっぱり8050になった段階で問題が顕在化してくるので、警察にも通報が来てしまうし、そうすると、対症療法的にこちらとしても対応していかなければいけないということになってしまうので、5020の段階でどれほどその問題が顕在化できるのかというのも今後の課題なのかなと思いました。

警察からは以上です。

議長 ありがとうございます。

◎報告4 令和6年度障害者虐待防止に係る取組（中間報告）

議長 時間の関係もあるんですが、内容的に関わってくると思いますので、事務局のほうから資料4の障害者虐待に係る取組についてもご説明いただいてもよろしいでしょうか。

事務局 では、資料4をお手元にご用意いただければと思います。

報告4「令和6年度障害者虐待防止に係る取組」についてご報告をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

令和6年11月末までのネットワーク活動報告についてご報告いたします。まず、広報啓発として、パンフレット等の配布、市職員向け、市民向け、従事者向け研修会等の開催、市ホームページや松戸市SNSの活用、パートナー講座の実施、権利擁護マニュアルの配布を行いました。パートナー講座につきましては、令和6年度から新たに障害者の権利擁護についてというテーマを追加しております。具体的には、障害者虐待防止法について、障害者差別解消法について、成年後見制度についての3つの内容について、依頼者の希望に沿った形で実施をしています。市内在住、市内在勤の方へ、障害者の権利擁護について正しくご理解いただく貴重な場として捉え、今年も積極的な広報啓発を実施いたしました。

続いて、3ページ、併せて4ページをご覧くださいと思います。

こちらは、11月末までの研修会開催状況となります。先ほどご説明させていただきましたパートナー講座につきましては、11月末時点で計4回開催しております。12月以降を含む現時点での総依頼数は9件となっております。9月5日には当課ケースワーカーと基幹相談支援センター職員を対象に、権利擁護対応に係るスキルアップを目的に合同勉強会を開催いたしました。今年は、千葉県障害者虐待防止アドバイザー派遣事業というものを活用し、弁護士の方を派遣いただき、離婚問題や債務整理、個人情報保護法など虐待対応時に知っておきたい法律についてを中心にご講義いただきました。

10月25日には、松戸市役所職員向け障害者差別解消法研修会、11月15日には障害者虐待防止・差別解消従事者向け研修会を開催しております。また、明日2月6日には市民向け講演会を開催する予定でございます。

続いて5ページ、併せて6ページをご覧ください。

こちらは、11月末までの会議開催状況となります。5月24日、7月26日、9月27日、11月22日に障害者虐待防止ネットワーク担当者会議を開催いたしました。こちらは2か月に1回開催しており、実務者レベルの方を委員としております。内容としては、養護者虐待、使用者虐待、障害者差別の全ケースの初動対応と終結についてご報告をさせていただき、委員の皆様からご意見やご助言をいただいております。また、その他ネットワーク事業について様々な意見をいただいているところでございます。

7月22日にはネットワークの親会議に当たります障害者虐待防止ネットワーク会議を開催しております。こちらでは、ネットワークの取組について前年度報告と今年度計画についての報告をさせていただいております。

続いて、7ページをご覧ください。

養護者虐待における虐待発生事例の傾向についてご報告いたします。（１）通報者は毎年警察からの通報が多く、近年は4割以上を占めております。しかし、町会、自治会、民生委員、地域住民等の地域からの通報、相談が全体の3％と少ない状況です。（２）虐待認定をした類型につきましても、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっています。（３）被虐待者の障害種別は精神障害の方が多くなっております。（４）虐待者の続柄として、毎年両親が4割以上を占めております。（５）発生要因は、親子喧嘩及び夫婦喧嘩が非常に多く、飲酒が起因となるケースもございます。しかし、緊急性は低く、虐待者に虐待の認識がないというケースもございます。

8ページをご覧ください。

近年の傾向として、精神障害のある本人と両親がトラブルになり、身体的・心理的虐待を受けたことで警察通報につながっている事案が多く、また、相談者では地域住民からの通報が少なく、地域で見守る目を醸成していく必要があると考えています。

複数事例から見た予防・早期発見のポイントですが、まず、（１）予防のためには、親に対する障害理解の促進が必要であると考えています。主な取組として、障害の特性や障害者虐待及び障害者差別についての周知、家庭内で抱え込まず、困ったら相談できるように基幹相談支援センターの周知を行えるように広報を進めていきます。（２）早期発見のためには、

地域で障害者虐待、障害者差別を正しく理解している方を増やす必要があると考えています。主な取組としまして、町会、自治会、民生委員の方に対するパートナー講座を実施していきたいと考えております。

9 ページをご覧ください。

支援を行う上での課題ですが、（１）支援者のスキルアップが必要になると考えています。離婚、DV、債務整理、依存症等が絡む事案につきましては、支援が膠着化して進展しないことがあります。支援者がこれらに対して知識を増やし、適切な機関につなぐことや適切な助言ができるようになる必要があると考え、今年度は障害者権利擁護担当職員やケースワーカーと基幹相談支援センター職員合同で勉強会を実施しております。また、虐待防止条例虐待対応機関合同勉強会へも継続して参加をいたしました。

また、委員より事前に支援者のスキルアップの必要で挙げられた適切な機関はどこか、定義されていたり、リストになっているのか、そのような機関について、取組の関係者の共通理解はできているのかというご質問をいただいておりますので、こちらで回答させていただきます。適切な機関につきましては、法に定義されていたり、リストになっているということはございません。適切な機関とは主に法テラス、弁護士事務所、医療機関、女性相談窓口などが想定されます。こちらについては、障害福祉課権利擁護担当職員及び基幹相談支援センター職員において共通認識ができているものと考えております。

続いて、（２）支援者の介入を拒否する、または養護者への接触を拒む事案についての対応を検討する必要があると考えています。障害者が自ら警察通報をするなど、一度ＳＯＳを発信しても、その後の支援を拒むことや、養護者との関係悪化を危惧し、支援者が養護者へ聞き取りをすることを拒む事例が増加しております。このような場合、本人が孤立せずＳＯＳを発信できるような環境整備を図る必要があると思いますので、継続して対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で、報告４「令和６年度障害者虐待防止に係る取組」についてのご報告とさせていただきます。

議長 ご説明ありがとうございました。

本日は委員の方々からのご意見や、あと、これまでの会議でも分野間の中で障害の分野が高齢者や児童の分野にも福祉的に関わってくることが多いというような傾向があるというのは見てきたところでございます。その関係で、多問題を抱える世帯への支援に対して、そういった課題をひもとく際のポイントなどについて、通常から業務でも関わっていただい

ります障害者虐待防止ネットワーク副会長の〇〇委員にお伺いできればと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員 ほっとねっとの〇〇でございます。

日頃からほっとねっとの場合、個別相談支援としまして対象者横断でいろいろな世帯、個人、世帯含め支援活動をさせていただいている関係で、本当に高齢者関係、あるいは障害福祉関係、あるいは児童関係の関係機関の方々、あるいは、場合によっては司法だったり、教育機関だったり、医療機関だったりという本当に専門の方々と連携させていただく中で、ほっとねっとも活動が成り立っているんだろうという思いで、本当にまずは感謝しているんですけども、その中で、今日のご報告の中で高齢分野にしましても、児童分野にしましても、障害福祉分野にしましても、それぞれチームで虐待案件に対応されている状況というのが報告されて、それぞれなかなか複合的な課題を抱える世帯ですとか、あるいは、なかなか介入がうまくいかない困難なケースですとか、そういう課題なんかも散見される中で、ほっとねっとは特別なことを日頃しているわけでは決してなく、まず様々な関係機関の方々、中でもやはり軸になるそれぞれの分野のいわゆる中核的な機関、例えば高齢で言えば地域包括支援センター、あるいは児童で言えばこども家庭センターさんだったり、あるいは、親子すこやかセンターさんだったり、あるいは、障害分野で言えば基幹相談支援センターだったり、あるいは、生活困窮の分野であれば自立相談支援センターさんだったり、そういった各分野の中核的な機能を担うセンターさんと我々がしっかり連携させていただく中で、場合によっては世帯的な支援だったりの隙間をつくらないような、場合によっては法的な、制度的な狭間に陥りやすい状況の方も見落とさないような形の支援体制というのを、一緒に顔を見合わせながらといいますかね、関係機関とも本当に顔の見える関係、これがたとえオンラインにせよ、顔の見える関係というものをつくりながら、あと、大事なものは世帯的な課題を抱えたケースに対応する上で、日頃ほっとねっとなが大事にしているものの1つに、一緒に動くということに大事にしています。

これは、たとえ一時的にせよ、必要な分野の、あるいは専門的な関係機関と一緒に動くというんですかね、対応する。これが、例えば家庭訪問にせよ、あるいはどこかへの医療機関だったり、あるいは市役所への同行支援にせよ、あるいは、例えば何か具体的な福祉サービスを導入する際のそういう調整作業にせよ、もちろん必要に応じたいわゆるケア担当者会議のような集まりを調整するにせよ、一緒に、一時的にせよ、動くということで、いわゆる支援の隙間をつくらない、あるいは、効果的に関係機関と役割分担を図っていくという中で、

なるべくその家庭、あるいはその方が地域から孤立しないような、見守り体制も含めた支援体制というんですかね、というものを既存の制度やサービスといった社会資源を駆使しながら取り組んでいく。本当、ケースワークでは当たり前のことを私は言っているのかもしれませんが、そういう中で、話がちょっと戻るんですけれども、中核的なそれぞれの機関が担う、例えば包括ですとか、こども家庭センターですとか、基幹センターが時には行政ともちろん連携しながら、バックアップ体制というんですかね、支援者だっりのフォロー体制をしっかり構築していくという役割も重要ななと思っています。

そんな中で、お互いが顔の見える関係をつくりながら、一緒に、一時的にせよ動きながら、その中核的な機能の機関がバックアップ体制等を取りながら支援を世帯的に見ていく中で、なるべく連携強化でつながっていくでしょうし、そういう支援の狭間というんですかね、隙間をつくらないような、孤立にさせないような支援体制というものができていくのかなというふうに考えております。

もちろん特に高齢者虐待だったり、もちろん全ての虐待対応の報告を伺っていると、やっぱり家族との、養護者支援だったり、あるいは保護者の支援だったり、あるいは一緒に同居している若者の生活の課題だったり、それは法に当てはまる、当てはまらないものに関わらず、同居している方のほかの家族の方への支援というんですかね、家族支援のやはり必要性、有効性というものも、これもすごく重要だろうと。家族支援を有効的にしていく中で、各分野の支援機関が意識を持って家族支援に当たっていく中で、自分たちの領域がちょっと広がったりですとか、あるいは、なかなか自分たちだけでは手が届かないところを連携しながら、家族支援も含めて対応していく中で、家族が場合によっては、時にはエンパワーメントされて、あるいは、支援機関と信頼関係が構築される中で、本人支援がスムーズにいたり、あるいは家族が協力してくれる中でさらにその世帯的に見ると支援の隙間みたいなものが埋まっていくんじゃないかなんていうふうに思っております。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

議長 ありがとうございました。隙間を埋めていく、連携していくというその姿勢のところについてお伺いできて、ありがとうございます。

そのほか、ちょっと観点違うかもしれませんが、社協においても各種事業で家庭に入っていくと、そういうところでいろんな問題を見つけた場合に、関係機関と連携するということを日頃されているかと思うんですけれども、そういった観点で、どういった状況があるかご教示いただいてもよろしいでしょうか。

委員 社協の事業の1つとして事例を発表させていただければと思いますが、専門員や生活支援員が利用者宅、利用者宅といいますのは認知症高齢者とか知的障害者、それから精神障害者と、判断力が十分でない方が対象になる事業がございます。金銭管理や財産保全等を通して権利擁護を行う、日常生活自立支援事業というのを実施しております。その中で、最近の支援の一例をお話いたします。

軽度の知的障害の疑いのある独居高齢の男性でございました。定期支援の中で、日常生活費支出以外の金銭支出要求がありまして、支援員は本当に変に思いました。生活状況を細かに把握したところ、対象者は知人から金銭搾取を受けていたようでございます。虐待という言葉をつかいますが、虐待の意識は全くご本人にはなくて、この知人に対しても恐怖感を感じている様子でございました。ですので、誰にも相談することはできなかったようでございます。支援員はこれに気づきまして、担当ケアマネに報告、相談をして、担当者会議を開催してもらいました。包括支援センターさん、それからケースワーカー等、それから、福祉施設さん、それから、行政、医療機関と弁護士さんと連携することができまして、その際、関係者間での支援の方向性を共有することを心がけまして、本人の意思の尊重、身の安全を確保することを優先いたしました。結果、ショートステイ等の導入や成年後見制度を勧めていくことになったところでございます。現在もこの事案に対しては支援をしている方向でございます。

そのほか、地域の方々がご家庭を訪問して家事援助を行うふれあいサービスや訪問型生活支援サービスでは、地域住民が援助の中で、専門職より身近な立場で高齢者や障害者に寄り添ったお話を聞いておりますので、その中で気づいたことや気になったことがあれば、随時コーディネーターに連絡をさせていただきまして、コーディネーターは必要があればケアマネ等の支援者と情報を共有しているところでございます。地域の日頃の援助者が家庭内に入ることで、虐待の予防や早期発見の役割を担っていると考えているところでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

そのほか、この関係でご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

議長 事務局のほう、報告5「令和6年度施設従事者等による虐待防止に係る取組」について、ご説明のほうをよろしくをお願いします。

事務局 では、事務局より資料5、「施設従事者等による虐待防止に係る取組」についてご報告いたします。なお、ネットワーク活動報告につきましては地域包括ケア推進課及び障害福祉課からご報告したため、割愛させていただきます。

2ページ、虐待発生事例の支援についてです。

養介護施設従事者等の虐待発生事例の傾向をご覧ください。被虐待者の状況として、重度である要介護4以上の方が多く、要因として介護に手がかかる、排せつや呼び出しが頻回、認知症によるBPSDがある、意思表示が困難の順に多くなっています。事業所及び虐待者の発生要因の傾向として、虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分、チームケア体制、連携体制が不十分、職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識、意識の不足、職員の業務負担の大きさなどが挙げられております。

次に、障害者福祉施設従事者等の虐待発生事例の傾向をご覧ください。被虐待者の状況としては、重度の知的障害a-1以上の方、必要とされる支援の度合いが最も大きい障害支援区分6の方、また、誤食、危険行為等が高頻度に見られ、特別な支援が必要とされる強度行動障害の方に対して発生している傾向がございます。事業所及び虐待者の発生要因の傾向として、養介護施設従事者等による虐待と同様な要因のほか、職員のストレス、感情コントロールなども挙げられております。

施設従事者等による高齢者及び障害者虐待で共通していることは、利用者ではケアに技術や時間を要する方に対して虐待が発生しやすく、事業所ではチームケア、連携体制が不十分であるなど職員が孤立しやすい環境的な要因が存在し、職員個人では業務負担、ストレス、虐待の知識、意識不足等複数の要因が重なることで虐待が発生している状況がございました。

市の虐待発生時の支援として、虐待の解消に向けた助言を行い、改善状況に合わせたモニタリングを実施し、職員個人の問題として捉えるのではなく、事業所として再発防止の方策を講じ、効果が出ているか、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の構築等についても確認を行い、改善に向けた取組を支援しております。

それでは、資料3ページ、複数事例から見た早期発見のポイントについてをご覧ください。

まずは、通報時のポイントです。施設従事者等による虐待は入所系、通所系、訪問系等様々な事業所の形態があり、中には外部との接点が少ない事業所もございます。そのため、利用者やそのご家族だけでなく、事業所の職員の方からも、何かおかしい、虐待かもしれない

いと感じた場合には通報やご相談をいただくことが早期発見につながります。

また、通報時、事業所からの不利益な取扱いを心配される方も多く、その心配が早期発見の妨げになっている可能性もございます。通報時の市の対応として、通報者保護の観点から、内容をどこまで伝えてよいか確認し、場合によっては全て秘匿にした上で対応を行っております。このような通報者保護について理解を促していくことも、早期発見のためには重要と考えられます。

次に、事業所内でのポイントです。前スライドでご説明した虐待の発生要因等に対し、事業所内で検討や対策を講じられているか、虐待防止の取組として虐待防止委員会の開催及び全職員への周知徹底、虐待防止の指針の整備、虐待防止等研修会の開催、それを行う担当者の設置などを実施できているか、施設従事者等の通報義務について周知徹底できているか、同じ利用者に対し繰り返し事故報告書が作成され、原因分析や再発防止策の検討が不十分となっていないかなど、事業所においても再度確認していただくことが早期発見につながるものと考えております。

最後に、事前に〇〇委員よりご質問いただきました通報者保護の周知についてですが、現状は通報窓口を案内するホームページやリーフレットなどにおいて、併せて通報者保護に関する記載を行っているところです。今後につきましては、事業所向けの集団指導や研修会の場において、通報者保護を含めた虐待防止に関する取組の周知と併せ、各事業所が実施する虐待防止委員会への働きかけなどの取組も可能ではないかと考えております。虐待防止委員会につきましては、虐待防止措置の義務化により、事業所にてその開催及び内容の周知徹底を全従業員に行うこととされていることから、周知の機会として活用いただけるか検討してまいります。

施設従事者等による虐待防止に関わる取組については、以上となります。

議長 ご説明ありがとうございました。

この点につきましては、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

1点だけすみません、施設従事者の関係というところで〇〇委員にお伺いできればと思うんですけども、通報者の保護という観点で、施設従事者に関しては各分野の虐待防止法とは別に公益通報者保護法というものがあるかなと思います。こちらの動きを見ていますと、改正のような動きもあるようですけれども、この2つの法律についての関係とか解釈とか、一体どのようなになっているかについてご教示いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

か。

委員 今ご質問ありましたので、回答いたします。

公益通報者保護法という法律がございます。これ、ごく簡単に説明すると、会社で働いている人が、うちの会社で違法行為やっていますということをしかるべきところに通報をしたということがあった場合に、会社側は仕返ししちゃ駄目だよと。クビにするとか、損害賠償請求するとか、そういうことをやってはいけませんという法律です。ただし、どんな不法行為、違法行為でも、通報した場合保護されるかという、うちの会社がこれこれの種類の違法行為をやっていますという違法行為の類型が決まっているんですね。何でもかんでも会社が違法行為をやっていることを通報したら保護される、通報者が保護されるというわけではなくて、400個ぐらいの法律が指定されていまして、うちの会社がその400個の法律のうち、これに違反したことをやっていますというふうに通報した場合に、報復をしてはいけません、報復から守ってあげますというのがこの公益通報者保護法の概要です。

その400個の法律を見てみると、そのものずばり高齢者虐待防止法とか、障害者虐待防止法あるかなと思って見てみたんですが、意外にもなかったんですね。そうすると、障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法にも、通報された場合に市役所等は通報してきたことは内緒にしておくんだよという規定がある一方、公益通報者保護法にも報復しちゃいけないよという規定がある。この関係がどうなるかという問題になりますが、結論として言えば、公益通報者保護法の400個ぐらい指定されている法律の中に障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法は入っていないわけですから、2つは並立する別々の法律だということに規定上、なりそうです。

ただし、中には幾つか、400個の法律の中にはこの障害者虐待へも関連するのではないかとと思われるものがあります。分かりづらいと思うので、例を挙げて説明します。公益通報者保護法が挙げている400個の法律の中に、性的な姿態の撮影の防止に関する法律というのがありました。私も知らないようなマイナーな法律だったんですが、簡単に言うと、盗撮しちゃいけないという法律です。例えば、こういう事案を考えてみると、障害者施設で施設の職員が女子トイレの盗撮をしていましたという事案があったとします。これは、公益通報者保護法にいう性的姿態の撮影の防止に関する法律に反することをやっているわけですから、職員が通報しましたというときは公益通報者保護法の対象になるはずです。一方、障害者施設でこれが行われていると考え、職員がこれを通報しましたとなると、障害者虐待防止法にいうところの性的虐待を通報していることにもなるというふうに、事案によっては双方

の法律、公益通報者保護法と障害者虐待防止法双方の適用がある通報というのも机の上では考えられるんですよね。こういった場合は両方の法律が当然、適用されます。目的が違う法律ですから、双方適用されるわけですね。

ですから、こういった事例で職員に対して何か報復をしようとした、例えば損害賠償請求をしようとした、会社が職員に対して損害賠償請求をしようとしたとか、会社が従業員を首にしようとしたといった場合は、公益通報者保護法のほうで職員は保護されるという関係には一応あると思います。

というわけで、まとめると、双方の法律、目的が違うので、障害者虐待とか高齢者虐待について通報した場合に、必ず双方が適用されるという関係にはありません。恐らく、多くの場合は高齢者や障害者の虐待防止法のほうが適用される、一般的には適用される関係にあると思いますが、事案によっては2つ、両方とも適用される関係にあると思います。その場合、当然、報復行為があったという場合には公益通報者保護法のほうで職員が保護されるという関係にありますというのが、双方の法律の関係になるかと思います。こんな感じでよろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。

いずれにしても、通報を躊躇しない体制といいますか、をつくっていくことが大事ななどということかと思います。

◎議題1 令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）

議長 続きまして、では、議題1のほうになりますが、「令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）」につきまして、事務局よりご説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、「令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）」につきまして、事務局よりご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、予防的取組であります広報 啓発活動につきまして、本条例が制定されて4年が経過いたしました。が、条例の認知度は低く、さらなる周知が必要である状況でございます。また、今年度第1回の会議におきまして、虐待や通報という言葉は抵抗を感じる方が多い、市民が関係機関に連絡をする際の心理的ハードルを下げるためにも、心配や相談など言葉を選ぶなど、周知方法に工夫が必要であるとのご意見をいただきましたので、通報者の心理的ハ

ードルを下げられるよう工夫しながら進めていきたく存じます。

普及啓発活動につきましては、継続的に実施することが重要であることから、令和7年度も引き続き普及啓発物品の作成やチラシの配架を通じて啓発活動を継続してまいります。

次に、3ページに移ります。

2の多機関連携といたしまして、今年度に引き続き虐待対応期間合同勉強会の開催を予定しております。なお、勉強会の対象者を虐待の対応に当たる関係機関のみではなく、虐待かもしれないとキャッチする立場にある方々にも対象を広げることを検討していきたく存じます。その際、対象者別に内容を検討する必要もあるかと思いますが、事前質問にて〇〇委員より、虐待対応機関合同勉強会を同じ事例について2回開催し、1回目は従来どおり関係機関のみで包括的な支援方法を検討、2回目は対象を拡大するという方法をご提案いただいておりますので、まずは対象者を広げることを優先して検討してまいります。

次に、市職員向け研修会の開催といたしまして、資料1でご報告したとおり、より詳しく知りたいという意見が複数挙がっていることから、新規採用職員への研修を継続するとともに、虐待防止の取組についてさらに理解が深まるよう、対象者の拡充を検討してまいります。

次に、連携強化に向けた会議体の活用といたしまして、複数の分野にまたがり連携に向けて調整が困難な場合には、今年度第1回の会議にてご説明いたしました多機関協働事業の支援会議が活用できるよう、引き続き検討してまいります。

なお、支援会議につきましては〇〇委員より事前にご質問をいただいておりますが、こちらにつきましては、この後、事前質問に対する回答の時間を設けておりますので、そちらで回答させていただきます。

次に、4ページに移ります。

ここからは、通報後の支援につきまして、各分野から報告があった内容に共通している部分を取りまとめております。まず、①各分野から見る虐待通報の傾向といたしまして、高齢者、障害者両分野において警察からの通報が大半を占めており、今年度第1回の会議にて松戸警察、松戸東警察署のお二方から、虐待に関する通報の特徴といたしまして、家族げんかの延長で虐待が行われるケースが非常に多いこと、各虐待が別々に起こっているわけではなく、1つの家庭でそれぞれの虐待が絡み合いながら発生していることが多いこと、同じ人や家庭が繰り返し通報していることが挙げられました。虐待通報を受けた後、状況を確認し、支援に入りますが、他者からの提案を受け入れられない等の理由によって根本的な解決が難しく、通報が繰り返されているケースが多々ございます。通報に至った経緯は各家庭様々で

すが、その背景には、資料にも記載しておりますとおり特性に対する理解不足や過度な飲酒、精神状態が不安定であることや経済的問題など複数の要因が重なっております。

次に、5 ページをご覧ください。

ただいまお話しした件も含めまして、支援を行う上での課題を改めて記載しております。1 つ目は、支援が必要な場合でも家族が問題を認識しておらず、支援を拒否する事案や、養護者との関係悪化を危惧し介入を拒否する事案が増加しているということ、2 つ目は虐待への認識といたしまして、地域住民や施設従事者は虐待かもと思っけていても、通報による不利益を被りたくないという思いが強く、通報をためらってしまうことがあったり、虐待という言葉が具体的に理解されておらず、虐待者に虐待の認識がない事案が見受けられること、3 つ目は特性への理解不足ということで、障害等の特性に対する理解が不足していることから虐待につながっているケースが多くあること、4 つ目は支援者のスキルの面で、多問題を抱える世帯については支援が膠着化して進展しない要因の1 つとして、支援者の知識が不足していることが挙げられます。

これらの課題解決に向けて必要なことといたしまして、1 つ目は初期の段階で無理に介入するのではなく、かかりつけ医等、当事者が信頼できる人を支援チームの一員とし、間接的に支援するなどの工夫や、支援者側が支援チームを形成するためのスキルを身につける必要があるということです。

具体的に申し上げますと、例えば緊急度がそれほど高くないケースであって、行政や地域の人に対しては拒否的で、訪問しても出てこない状況だけれども、月1回の定期受診はきちんと病院へ行っているような方の場合、主治医の先生が月1回本人の状況を確認できますので、あらかじめ期間を決めて、主治医の先生や本人に悩み事や状況を確認し、本人を支えている支援者と共有していくことや、本人が抱えている課題に対して、現在関わっている支援者ではなく、別の分野で支援が必要な場合は、必要な支援を具体化し、新たに支援チームの一員となっただけのように働きかけを行う必要がございます。本人の課題や状況は日々変化していくと思いますので、そこに気づき、柔軟に対応していけるような支援体制の構築をイメージしております。

2 つ目は、各虐待防止法に通報した者を特定させるものを漏らしてはいけないと明記されているとおり、通報者を保護する規定がございますが、その点について周知が足りず、通報をためらってしまう要因にもなっている。通報者保護に関してさらなる周知が必要であることや、虐待が与える影響や、なぜ虐待を予防、防止しなくてはいけないのかという部分につ

いて理解を深めていただけるような周知を行う必要がございます。

次に、6 ページに移ります。

早期発見 再発防止のポイントといたしまして、各分野に共通して実施できることといたしまして、まずは意識の向上という部分です。具体的には、虐待の兆候を見逃さないために、周囲の人々の属性別やレベル別に研修会を行うことが挙げられます。例えば、学校、保育園、公園、スーパーなど人が集まる場所や集団生活の中で見える虐待のサインや、その際の対応や声かけ方法について、場面をピンポイントにすることにより、よりイメージしやすくなるかと思います。また、障害や認知症などの特性の理解を促進するための取組といたしまして、パートナー講座や認知症サポーター養成講座を活用してもらえよう周知を行うとともに、各分野で実施している講座に他分野の特性も取り上げることで、他分野への理解も深まりますので、各講座時間が限られている中ですが、工夫して取り組んでまいります。

次に、具体的な情報の共有や信頼関係の構築といたしまして、虐待発生リスク要因となる家族関係や生活環境の変化、ストレス増加など、関係者で共有することや非虐待者、虐待者の両者とも SOS を発信しやすいよう、あらかじめ支援者との信頼関係の構築や環境を整備することにより、問題が再発生した際のリスクの軽減が期待できるのではないかと考えております。随時開催している支援方針を検討するケース会議等の中で、虐待発生のサインを見逃さないようにするため、各家庭のリスク要因がどのようなものか予想し、可視化することや、変化が生じた際、当事者が誰に連絡をするか、連絡しやすいと感じているかをしっかりと確認していくことにより、早期発見につながると考えております。また、児童分野の事例でも紹介があったように、状況によっては支援者だけではなく、非虐待者や虐待者も含めて情報共有をすることも方法の1つとして挙げられます。

最後に、7 ページに移ります。

ただいまご説明いたしましたとおり、各分野虐待事例の傾向や課題、早期発見や再発防止のポイントを集約したものをそれぞれの分野にお持ち帰りいただき、共有した上で、今後の支援や支援機関の意識の向上、連携強化を目指してまいります。また、チームでの支援を意識し、分野がまたがる場合でもスムーズに支援チームの形成ができるよう、形成職員や関係機関に限らず、地域の方、医療、行政などがチームとなり、支援が必要な人を支えていけるよう、当事者の方が置かれている場面によって主軸となる支援者も変わってくることから、チーム支援の考え方を基盤にした支援体制が整備できるよう検討してまいります。

最後に、引き続き松戸市虐待防止条例や通報 相談窓口の周知を行うとともに、通報者保

護の周知も進めていきたいと存じます。

資料の説明は以上となりますが、本日時間が限られている中なんですけれども、委員の皆様にはスライド6ページ目の早期発見、再発防止に向けたポイントに記載しているものの中で、実際に意識して取り組んでいることだったり、ご自身の分野ではこのような取組をしているけれども、ほかの分野でも生かせるのではないかなど、実際に支援につながるものがあれば、ぜひご教示いただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

議長 ご説明ありがとうございました。

今の事務局からの説明につきまして、ご意見やご質問ございますでしょうか。オンラインの方もよろしいですかね。

〇〇先生、よろしくお願いいたします。

委員 ご説明ありがとうございました。

重層的支援会議について、ナンバー13と14で質問をさせていただきました。丁寧に回答いただき、ありがとうございます。これ、回答を見ますと、支援会議の実績としては令和5年度は1回、令和6年度は現時点で6回だということでした。この支援会議というのは、質問13で書かせていただいたとおり、多機関協働事業としての重層的支援会議ではなくて、今までやっていた、庁内で行っていたような、例として2つ書いて、質問13では書いてありますけれども、その会議を挙げていただいたという理解でまずよろしいでしょうか。

事務局 ご質問いただきまして、ありがとうございます。

今年度につきまして、一応多機関協働事業の支援会議を計上しております。ただ、この計上の方法も今年度はひとまずこの地域包括ケア推進課の中にある福祉まると相談窓口が主催で開催したものを計上しておりますので、この回数となっております。

委員 ありがとうございます。

それですと、この来年度以降の支援会議の開催方法とは、従来のものは違うということでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

今までの会議が駄目で新たにというわけでは決してありませんので、このような形で今年度は開催していただいたということだと思います。来年度以降に関しては、複数にわたる分野で担当課の調整が困難な事例で、医師や弁護士等の有識者が入ってという形で、ほぼ枠組みとしてはもう検討を終えられたのかなというふうにこの回答を見て思いました。次のステ

ップとしては、どのような事例を実際に扱うべきなのだろうかということで、頭の体操としてナンバー14の質問をさせていただきました。この事例も、庁内で複数の課が関わっておられると聞いております。松戸市医師会の在宅医療・介護連携支援センターも、そして、保健所も関わってくださっているということになります。このような事例はまさに今検討しているような事例なのかなというふうに思いますので、地域の支援者としては、来年度以降は誰でも発議できるべきだというものも第1回で議論したと思いますので、多機関協働事業者である地域包括ケア推進課に対して発議を要請する、そのような流れになるのでしょうか。お聞かせください。

事務局 まだ検討段階ではございますけれども、そういった形での実施という流れで検討しています。

委員 ありがとうございます。

議長 そのほかご意見、ご質問いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

委員 医師会の〇〇です。

今のことに関連してもう少しだけ追加を、お尋ねさせていただきます。例えばこの質問13、14の回答欄に書いていただいている、あくまで虐待事例において重層的支援会議の活用を検討しているというふうに書いていただいているんですけども、ちょっとここは誤解ではないかという気もするんですけども、虐待事例以外は扱わないという話にする必要がないんじゃないかと思いますので、実際にスタックするような、現場が困る事例、そして、多分野が協働しなければいけない事例は虐待の、今日のこの会議でも繰り返し出てきたかと思いますが、虐待か否かが重要なわけではないし、虐待者も被虐待者も支援が必要だということは何回も話合いの中で出てきているわけですので、これを別に虐待事例に限定して活用するということは誤解であって、広く実践をする、そんなふうな理解でよろしいでしょうか。

事務局 委員からご質問のあったとおり、表現、回答の仕方がちょっと不明瞭で申し訳なかったんですけども、虐待である、なしに関わらず、広い課題に対して支援会議というものを活用していくと。この中で、今回の会議の議題になっている虐待事例においても積極的に活用していきたいという思いで書かせていただいたものでございます。

議長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

◎その他

議長 それでは、次第の最後のところ、その他のところ、特段明記はないですけれども、委員の皆様から、松戸市虐待防止条例に関する関係で共有されたい内容や報告等がございましたらと思うんですが、いかがでしょうか。特段は大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。でしたら、本日の次第に沿った議事はここまでで終了とさせていただきます。

事務局のほうに司会をお返しいたします。

◎閉 会

事務局 本日は、ご多忙の折ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次回の開催でございますが、令和7年7月下旬の開催を予定しております。詳細につきましては、追って委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

また、本日市役所駐車場にお車をお止めの方は、駐車券を受付職員までお持ちください。

出口付近に各虐待防止に関するパンフレットや虐待防止条例の普及啓発物品をご用意しておりますので、ぜひお持ち帰りいただければと思います。

以上をもちまして、令和6年度第2回松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中ご出席くださり、誠にありがとうございました。